

## 6. 法学研究科

I	法学研究科の教育目的と特徴	6-2
II	分析項目ごとの水準の判断	6-6
	分析項目 I 教育の実施体制	6-6
	分析項目 II 教育内容	6-8
	分析項目 III 教育方法	6-10
	分析項目 IV 学業の成果	6-11
	分析項目 V 進路・就職の状況	6-12
III	質の向上度の判断	6-13

# 名古屋大学法学研究科

## I 法学研究科の教育目的と特徴

### 1. (目的と基本方針)

法学研究科の目的は、法学・政治学における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにある。これによって文化の進展に寄与するとともに、法学・政治学における学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成することにある。この目的を追求するため、広い視野と深い専門的知識に支えられた次代の法学・政治学の研究を担う人材、ならびに社会の中核を担う能力を有する人材の育成を基本方針としている。これは、名古屋大学学術憲章の教育に関する基本的目標「自発性を重視する教育実践によって、理論的思考と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる」を法学・政治学の分野で実現しようとするものである。

### 2. (目標と方針)

法学研究科では、一般的な素養、人間性・人格の涵養、法学・政治学の基礎的な素養を前提として、冷静で視野の広い社会科学的分析能力を培い、自主的に問題を発見し、それを解決する方向性を探ることのできる、専門的な問題解決能力及び研究力量を備えた人材の育成を目標に掲げ、以下の方針の下に、その達成を図る。

- (1) 分析力、研究企画力を備えた、国際的に評価される人材育成を育成する（中期目標M1－中期計画K2参照）

#### 中期目標M1

質の高い教養教育と専門教育を教授し、国際的に評価される教育成果の達成を目指す。

#### 中期計画K2

全学教育、学部、大学院の間における教育内容の一貫性の向上を図る。

- (2) 高度な専門的知識と国際的視野を身につけた職業人の養成および再教育を行う（中期目標M1－中期計画K5・中期目標M3－中期計画K10参照）

#### 中期目標M1

質の高い教養教育と専門教育を教授し、国際的に評価される教育成果の達成を目指す。

#### 中期計画K5

高度専門職業人養成を始めとする生涯教育体制の充実を図る。

#### 中期目標M3

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

#### 中期計画K10

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

- (3) 体制移行が進行するアジア諸国において法制度・政治制度整備を担う人材を養成する（中期目標M1－中期計画K5・中期目標M4－中期計画K14参照）

#### 中期目標M1

質の高い教養教育と専門教育を教授し、国際的に評価される教育成果の達成を目指す。

#### 中期計画K5

高度専門職業人養成を始めとする生涯教育体制の充実を図る。

#### 中期目標M4

国際的に通用する教育プログラムの開発を促進し、その支援策を講ずる。

**中期計画 K14**

学部及び大学院での英語による教育プログラムの開講数と受講者数を増加させる。

## 3. (組織の特徴・特色)

平成16年度からの法科大学院(実務法曹養成専攻)設置にともなう法学研究科の改革、再編のなかで、同年4月3つのコースからなる法学研究科総合法政専攻(以下法学研究科)が設けられた。研究者養成、応用法政、国際法政の各コースである。それぞれ、既存の研究者養成コース、高度専門人養成コース、留学生特別コースを母体にしながら、法学・政治学の分野における学問の高度化、国内外の社会的需要に貢献しようとするものである。

①研究者養成コースは、広い視野と深い専門的知識に支えられた次代の日本の法学・政治学の研究を担う人材を養成することを目標として教育と共同研究を行うものであり、法学・政治学に関する総合的な見識のほか、研究者となるべき豊かな資質を備えた人材を育成することを目的としている(中期目標M3-中期計画K10・中期目標M12-中期計画K36参照)。

**中期目標 M3**

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

**中期計画 K10**

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

**中期目標 M12**

人文・社会・自然の各分野の次世代を担う若手研究者を育成する。

**中期計画 K36**

大学院学生を含む若手研究者の特定テーマに対する研究奨励のための資金と環境を提供する。

②応用法政コースは、法学・政治学に関する高度な専門的知識を有して社会の中核を担う能力を有する人材の養成を目標として教育を行うものであり、学術の理論および応用を研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担っていく豊かな資質を備えた人材を育成する(中期目標M1-中期計画K5・中期目標M3-中期計画K10参照)。

**中期目標 M1**

質の高い教養教育と専門教育を教授し、国際的に評価される教育成果の達成を目指す。

**中期計画 K5**

高度専門職業人養成を始めとする生涯教育体制の充実を図る。

**中期目標 M3**

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

**中期計画 K10**

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

③さらに国際法政コースは、海外からの留学生を主たる対象に、体制転換にともなう民主化、市場化の現状のなか法整備支援を中心とした比較法、比較政治の領域で有為な人材を育成することを目指している。これは、名古屋大学の教育の基本的な目標である「勇氣ある知識人を育てる」を、法学・政治学の分野の特徴を活かして国際的に展開しようとするものである(中期目標M1-中期計画K5・中期目標M3-中期計画K10・中期目標M4-中期計画K14・中期目標M8-中期計画K26・中期目標M9-中期計画K27)。

**中期目標 M1**

質の高い教養教育と専門教育を教授し、国際的に評価される教育成果の達成を目指す。

**中期計画 K 5**

高度専門職業人養成を始めとする生涯教育体制の充実を図る。

**中期目標 M 3**

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

**中期計画 K 10**

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

**中期目標 M 4**

国際的に通用する教育プログラムの開発を促進し、その支援策を講ずる。

**中期計画 K 14**

学部及び大学院での英語による教育プログラムの開講数と受講者数を増加させる。

**中期目標 M 8**

情報技術を活用した e-Learning の教授・学習の環境整備を促進する。

**中期計画 K 26**

在学生の自主的学習を促進する e-Learning の教授・学習システムを創設するとともに、e-Learning に関する研修制度を確立する。

**中期目標 M 9**

学生の学習に対するサービスを充実し、その支援環境を整備するとともに、学生生活に対する援助、助言、指導の体制の充実を図る。

**中期計画 K 27**

多様な学生のニーズを尊重した学習・進学・就職支援のサービスを充実させる。

以上の教育目標を達成するため、上記「魅力ある大学院イニシアティブ」の実施においては、欧米の既存の理論体系の単なる輸入と現地化（ローカライズ）にとどまらず、アジア社会の現実から新たな法・政治概念の可能性を探り、それを欧米社会の現実と理論知に向けて問い返す発信能力を備えた研究者、いわば理論の世界化（グローバル化）を推進する人材の育成に力を注いできた。こうしたプロジェクトを可能にした基盤には、研究科がこれまで蓄積してきた「アジア法整備事業」と関連して各種国際機関、学術交流協定大学、さらに政府機関、企業等と構築してきた「知的ネットワーク」の存在がある。日本社会、国際社会双方から要請に応じて、大学院教育においては世界に向けて発信することのできる研究者の養成、社会実態に対する鋭敏な感覚を備えた研究者、さらには理論的知見を生かす力を備えた実務家を養成することが、本研究科の理念であり、また際立った特色となっている。（中期目標 M 3－中期計画 K 10・中期目標 M 4－中期計画 K 14 参照）

**中期目標 M 3**

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

**中期計画 K 10**

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

**中期目標 M 4**

国際的に通用する教育プログラムの開発を促進し、その支援策を講ずる。

**中期計画 K 14**

学部及び大学院での英語による教育プログラムの開講数と受講者数を増加させる。

4.（入学者の状況等）

法学研究科では、博士前期・後期課程の一般入学試験に加え、外国人留学生入学試験、職業人特別選抜、法科大学院修了者特別選抜（後期課程）を実施し、多様な学生の入学を可能としている。（中期目標 M 2－中期計画 K 8 参照）

**中期目標 M 2**

優れた資質を持つ学生を集めるために、学生の受入方針を明示し、それに合致した適切な入学者選抜方法を工夫する。

**中期計画 K 8**

学生の受入方針に基づき、優れた資質を持つ適正規模の入学者を確保する。

法学研究科の入学定員は、前期課程 35 名、後期課程 17 名である。2007 年度の入学者数は、前期課程 35 名、後期課程 10 名であり、定員に対してそれぞれ 100%、58.8%を占める。後期課程の充足率の低さについては、近年国際的に幅広く展開できる研究者養成をも射程に入れるとともに、留学生特別コースの後期課程開設などで上昇に転じている。また、法学研究科には 79 名（内訳は前期課程 43 名、後期課程 29 名、研究生 4 名、その他 3 名）が所属し、正規課程で見れば 59.5%を留学生が占めており、全国的にもきわめて高い比率を占めるという特徴がある。

〔想定する関係者とその期待〕

国際的に展開できる資質をもった研究者養成は、国内外の大学・研究機関を、また専門的知識とその実践的応用力をもった高度専門人は内外の法曹関連の機関を想定しており、専門領域からの分析力、研究企画力、問題解決能力が期待されている。（中期目標 M3－中期計画 K 10 参照）

**中期目標 M 3**

魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。

**中期計画 K 10**

魅力ある教育プログラムを提供し、それに沿った実効ある教育を実施する。

名古屋大学法学研究科 分析項目 I

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

(教員配置について)

法学研究科は博士課程（前期課程・後期課程）からなり、前期課程・後期課程それぞれに研究者養成コース、応用法政コースおよび国際法政コースを置く。教員として、教授、准教授、講師、助手が置かれており、19年4月における教員数は、教授38名、准教授14名、講師4名の合計56名である（資料I-1-1～2）。欠員が生じた場合には、研究科の教育目的を達成するためにふさわしい教員を採用すべく、年齢構成、男女比率をも考慮しつつ、将来計画検討・人事委員会が部局全体の適切な教員配置を総合的に検討し、教授会に人事の提案を行っている。なお、近時教員採用にあたっては公募制を導入したケースが目立つ。

また、コースの特色を生かすべく教員の配置が行われており、専門性の高い専任教員に加え、就職相談・留学生・英文執筆の三分野にそれぞれ専任の教員を配置するなど充実した指導補助体制を敷いている。指導に際して高度の専門性が要求される博士後期課程の指導には、実務法曹養成専攻の優秀な研究者教員・実務家教員を含めた全員指導体制であたっている（総合法政専攻の専任でもあるものを除き16名が加わる）。本研究科とCALE（法政国際教育協力研究センター）あわせて3～4名の外国人教員を採用しており、法学・政治学分野では例外的と言ってよいほど流動化・国際化に対応した体制であると考えている。加えて、最先端分野や実践的分野の教育のいっそうの充実に向け平成19年度における非常勤講師の担当授業数は14コマ（全体の8%）である。

資料 I-1-1 講座別教員数（2007年4月現在）

	講座	教授	准教授	講師	助教
実務法曹養成専攻	基礎法学	10	*1		
	応用先端法学	12			
総合法政専攻	基幹法・政治学	4	5	2	
	現代法システム論	7	5		
	国際・比較法政	5	4	2	
	「協力講座」アジア法政治		[3]		
計		38	14 *1 [3]	4	

<注1> 基幹法学講座の准教授1[\*1]は2007年9月赴任のため、合計に含まない。

<注2> 協力講座の教員[ ]は外数。

資料 I-1-2 年齢別教員数（2007年4月現在）

	教授		准教授		講師		助教	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
～29歳			2					
30～39歳	1	1	6 *1 [2]	3	2	1		
40～49歳	11	1	1 [1]					
50～59歳	15	4	2			1		
60～63歳	5							
計	32	6	11 *1 [3]	3	2	2		

(入学定員等)

1 学年の学生定員は、前期課程 35 名、後期課程 17 名である。2007 年度の入学者は、前期課程 30 名、後期課程 10 名となっており、全在籍者数は 141 名である(資料 I-1-3)。特筆すべきは外国人留学生の数と占める割合の高さで、法学研究科には 79 名(内訳は前期課程 43 名、後期課程 29 名、研究生 4 名、その他 3 名)が所属し、正規課程で見れば 59.5% を占めている(資料 I-1-4)。留学生には 1 名の日本人学生のチューターを配置している。入試としては、国内外の法学・政治学の研究分野における使命、社会的ニーズに沿い、一般選抜入試、留学生特別選抜、職業人特別選抜の各入試が実施されている。

資料 I-1-3 学生定員と現員数 (2007 年 5 月現在)

M1		M2		計		D1		D2		D3		計	
定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数	定員	在籍者数
35	35	35	44	70	79	17	10	17	16	17	36	51	62

資料 I-1-4 留学生受入状況 (2007 年 5 月現在)

M1		M2		計		D1		D2		D3		計	
国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費
6	15	6	16	12	31	4	3	6	4	2	10	12	17
21		22		43		7		10		12		29	

大学院研究生		特別聴講生		特別研究学生	
国費	私費	国費	私費 (NUPACE)	国費	私費 (NUPACE)
0	4	0	2	0	1
4		2		1	

総計			
国費	私費	私費 (NUPACE)	計
24	52	3	79

国別留学生数 (2007 年 5 月現在、学部生・学部非正規生・大学院非正規生を含む)

中国	韓国	台湾	ウズベキスタン	カンボジア	ベトナム	モンゴル	ラオス	ミャンマー	タイ	インドネシア	その他	計
23	9	4	14	11	11	8	4	3	1	1	12	101

チューター採用数

年度	採用数
19	60 名

## 観点 1-2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

大学院のコースの特徴を生かした教育実施体制が、大学院学務委員会を中核として組織されている。学務委員会は教務関係と入試関連の二つの委員会からなり、学生の勉学の支援と多角的な入試の実施に対して適切な運営を行うとともに、カリキュラム改革、FD、日本法教育研究センターの設置および運営等、教育内容、教育方法の改善に向けた取り組みを行っている。

法学研究科では、論文指導、学位取得にむけ主指導・副指導教員 2～3 名による緻密な指導体制、学生と教員の連携による共同指導体制が組織され、院生は複数の観点からの研究指導を受けている。また、学位論文執筆プログラムにしたがって研究をすすめ、教員・院生によ

## 名古屋大学法学研究科 分析項目Ⅰ・Ⅱ

る研究会、論文執筆に取り組んでいる。論文執筆プログラムは、学位取得の具体的なロードマップであり、そこでは教員と学生が一体となった指導体制が確保され、教員による論文執筆講座や論文執筆計画書の提出、中間報告会、公開発表会へとつながる指導がおこなわれている。

また、TA、RA制度の活用により、研究企画、実施のためのプログラムを準備して研究能力の育成につとめている。さらに、研究会形式による教員と学生による批判的討論のためのプログラムも準備され、すぐれた教育者、実務家の養成にむけた訓練や、さらに海外研修(教育)により外国での日本法教育に従事する機会を整備してきた。

授業シラバスでは授業科目における研究の基礎的文献の学習はもとより、毎年度の受講生の状況や論文執筆プログラムを配慮した内容による提示がなされている。ここでは講義内容やそのねらい、また参考書やテキストの表示などがなされ、院生は法学・政治学双方で各コースにむけた科目の配置、講義の目的を明確にしたシラバスのもとで研究を遂行している。

国際法政コースは法学研究科の特色ある新たな教育イニシアティブであるが、コース設定の理念や実施体制の一層の充実のため研究科構成員の共通理解を促し、また問題点の解決にむけて以下のようにFDを実施した(資料Ⅰ-2-1)。国際法政コースについては、日本法センターからの入学生の受け入れ、カリキュラム再編について議論を重ねており、2月の中間報告をうけて最終案を作成中である。また、ピア・サポート・イニシアティブのプログラムは学部および大学院学生の学習意欲の向上に大きな貢献をしている。

資料Ⅰ-2-1 法学研究科ファカルティ・ディベロップメントの実施状況

日時	内容	備考
1/23(水) 13時~14時	1. 大学院法学研究科のアジア法政研究活動・国際協力活動の経過 国際交流委員会委員長 杉浦 一孝 教授 2. 国際法政コース、その制度と運営について 留学生専門教育教員 奥田 沙織 講師	

### (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 大学院教育を実施するに必要な教員が定員通りに確保され、その配置も適切に行われている。また、教育方法、教育内容についても、共同指導体制の定着や論文執筆プログラムの提示と実行など教育体制は整っている。したがって、取組や活動、成果の状況は良好であり、院生の期待に据えていると判断でき、観点1-1及び1-2について期待される水準にある。

## 分析項目Ⅱ 教育内容

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点2-1 教育課程の編成

(観点に係る状況)

法学研究科では、研究者養成、応用法政、国際法政の各コースに在籍する学生の研究テーマや将来の専門職の内容を考慮した多様な授業科目が設定されている。コースおよび授業科目は相互に開放されており、また、アジアの言語や欧米の言語のネイティブ・スピーカーである大学院生も多いことから、新しい言語の習得や世界各国の法に関する情報を容易に入手し、国内だけでなく、国際的な問題関心を把握することができる知的環境が整備



されている。

法学研究科は、入学時のガイダンスにおいて、段階的・体系的学修の重要性・必要性及び計画的な履修方法について説明している（別添資料Ⅱ－A）。法学研究科では、教育目標を達成する上で、学位論文の作成をとくに重視している。

研究者養成コースの授業科目「一研究」「一特殊研究」（たとえば憲法研究、憲法特殊研究）では学界の中核を担う学力の養成を主眼に国内外の研究水準の獲得を目指した授業内容を維持しており、また、応用法政コースの授業科目「一総合研究」（たとえば商法総合研究）では高度の職業的専門に必須の授業内容として研究と実務の有機的連携を踏まえた授業内容を提示している。さらに国際法政コースでは、日本と留学生出身国の抱える問題について比較研究の手法を修得すべく、「比較一専門研究」（たとえば比較民事法専門研究）といった授業科目では比較法、比較政治について広範な授業が展開されている。

研究者養成コースの大学院生は、課程博士号の取得を目指して、自主的に、前期課程在学中から、論文の執筆を目的意識的・計画的に進めなければならない。本研究科では、この大学院生の自主的な努力を指導・援助するため、課程博士論文執筆プログラムを設けている（別添資料Ⅱ－B）。同プログラムの実施および口頭試問の実施により、学位論文の水準が担保されている。また、留学生のうち、外国政府機関等の派遣、国費留学生またはこれに準ずる者にかかる教育のため、英語コースを開設し、英語による教育を実施している（別添資料Ⅱ－C）。

また、「魅力ある大学院イニシアティブ」採択を契機に、「発信型研究者」を養成すべく課程博士論文執筆プログラム、大学院生の主体的な研究会の組織運営、さらに優秀な学生の海外研修などを推奨している。

別添資料Ⅱ－A 大学院入学ガイダンス開催要領  
別添資料Ⅱ－B 課程博士論文執筆プログラム資料  
別添資料Ⅱ－C 英語コース資料

## 観点 2－2 学生や社会からの要請への対応

（観点に係る状況）

法学研究科のアドミッション・ポリシーを Web サイトや募集要項に、また、教育目標を学生便覧や募集要項に明記している。また、法学研究科の特徴やカリキュラムなどを、Web サイトや案内冊子に記載している（別添資料Ⅱ－D）。

学生からの専門科目の理解や関連領域の知識の修得の要請に対応し、他研究科・他大学院もしくは留学によって修得した単位を一定の範囲で課程修了に必要な単位として算入することを認めている。また、インターンシップ体制の整備も図り、とりわけ留学生に対しては 2004 年度よりトヨタグループ各社の協力を得て単位認定をしており、多数の学生が参加している。

法学研究科では民主化、市場経済体制へと移行するアジア諸国の法律・政治制度に関する法整備支援活動という日本政府の枠にとどまらない国際社会からの要請に応えるため、これらの国々から学生を多数受け入れ、国際法政コースでかかる学生の育成に当たっている。これと並行して、体制移行国からの要請にもとづき、法学研究科では「日本語による日本法教育」をスローガンに、ウズベキスタン、モンゴルおよびベトナムに『名古屋大学日本法教育研究センター』を開設し、現地での日本法教育と人材養成に取り組んでいる（資料Ⅱ－E）。

別添資料Ⅱ－D 2007「法を学ぶ」  
別添資料Ⅱ－E 日本法センター関連資料

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）教育目標の達成に向けて、各自の研究計画の実現に必要な授業科目の履修が

## 名古屋大学法学研究科 分析項目Ⅱ・Ⅲ

可能となるような教育課程の編成がなされている。そこでは、法学・政治学の理解について、幅広い分野の学修ができ、また、修得した知識を実際の社会との関係のなかで位置づけるべく、インターンシップ制度などの体制を整備し、より深い学修の機会を提供している。したがって、観点2-1及び2-2について、期待される水準にある。

### 分析項目Ⅲ 教育方法

#### (1) 観点ごとの分析

##### 観点3-1 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

総合法政専攻全体で法学・政治学の全分野にわたる153科目を設置しており、幅広くかつ専門的に高度な学修が可能である。うち22科目の授業は英語により実施しており、法学・政治学に関連した高度の外国語能力を身につける機会として活用できる。開講科目の多くは演習形式であり、修得した知識を具体的問題に応用すべく各教員の指導のもとで研鑽できる。さらに研究評価・指導実習、法整備支援対象国などにおいて学生自らが研究を自主的に計画・実施する海外研修(研究)を実施している。

研究者養成コースでは論文執筆プログラムに沿った演習や講義を設けており、隣接科目の受講などによって多角的、総合的学習ができる授業科目の展開となっている。また学部演習や講義のティーチングアシスタントや研究補助のリサーチアシスタント制度の活用により研究の企画、実施が可能となっている。応用法政、国際法政については研究、実務の両面から現代的視座、国際的視座の涵養をめざした研修授業やインターンシップを織り交ぜた授業形態をとっている。

また、課程博士論文執筆のプログラム、大学院生による主体的な研究会の組織運営、そして、優秀な大学院生の海外研修などを実施してきた。研究遂行に必要なコンピュータ・リテラシーの獲得を目的とする授業やネイティブ・スピーカーによる英語の授業も実施している(以上について、資料Ⅰ-1-4、別添資料Ⅱ-C、別添資料Ⅲ-A)。加えて、前期課程の授業科目については、後期課程学生によるTAを活用して、教育効果をあげている。

別添資料Ⅲ-A 法学部サイト内の魅力ある大学院イニシアティブ web

##### 観点3-2 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

発信型研究者の養成や、高度の専門的業務に従事する研究能力を養うには、院生の主体的な学習が不可欠であることはいうまでもない。本研究科では、博士課程の院生に対して『名古屋大学法政論集』への掲載を推奨し、修士論文との継続で博士論文を執筆する上で研究発表の場を確保している。その掲載数は、平成17年の17論文から平成18年には28論文へと著しく増加している。

また、「魅力ある大学院イニシアティブ」を基盤に、他大学院生との研究会、学会での報告を推奨し、以下のように院生主体の研究会が活発な活動を行っている。院生主体の研究会は以下の7つである。①国家理論研究会、②比較会社法研究会、③電子社会における法研究会、④欧州政治研究会、⑤比較行政法研究会、⑥フランス法史読書会、⑦現代民主主義における法と政治、である。これらは、先輩(研究アシスタント)による後輩の指導評価・指導能力修得のよい機会ともなっている。

さらに、主体的な学習を促すべく、シラバスには、授業計画や教科書参考書等が明記され、学生便覧には、オフィスアワー等が明記されていること、授業時間外の教室を貸し出し、図書室を原則として20時まで開室し、主体的な学習を支援し利用者の便宜を図っており好評である。

**(2) 分析項目の水準及びその判断理由**

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 通常の演習形式による授業科目のほかに、論文執筆プログラムにそって、中間報告会、公開発表会などが院生と教員の共同指導体制のもとで実施されている。また、院生主体の研究会組織や学術交流のある提携法整備支援国と欧米諸国双方の大学で学ぶ機会の提供など、多様かつ実質的な学習の機会が設けられていることは特筆される。さらにTAやRAの配置、オフィスアワー等の学習相談への対応など、学生の主体的な学習を促す取組がなされている。したがって、観点3-1及び3-2については、期待される水準にあると言える。

**分析項目Ⅳ 学業の成果****(1) 観点ごとの分析****観点4-1 学生が身に付けた学力や資質・能力**

(観点に係る状況)

法学研究科の教育課程で学生が身に付けるべき学力や資質・能力は、法学・政治学等の総合的な知識の修得、総合的な判断する能力、的確な価値判断・意思決定を行う能力である。また、学問の高度化や高度な専門的知識を備えた人材に対する社会的ニーズに応えるため、専門的な問題解決能力および研究力量を備えた人材の輩出がもてられている。修了にかかる教授会での承認という手続を設けるとともに、修了生を対象とした教育成果調査によりこれらの達成状況について検証する取り組みをしている(別添資料Ⅳ-A)。

成績評価に著しい偏りがないかについては、ファカルティ・ディベロップメント等で成績評価の問題として取り扱うとともに、修了時の口頭試問には、指導教員・主任チューター以外の所属の教員グループの構成員が参加することで回避している。

標準修業年限での修了率は、前期課程で82.1%であり、後期課程では7.7%となっている。これは、在学中に留学等によって研究を継続する学生がとくに後期課程で増えてきたことを踏まえると、妥当な水準を維持しているといえよう。また、ここ数年学業の成果の公表については、博士学位の取得につなげるべく積極的に論文発表や学会報告がなされている。(資料Ⅳ-1-1)。

資料Ⅳ-1-1 大学院学生による学会発表数・論文発表数

年度	論文発表数		学会発表数	受賞数
	査読なし	査読あり		
16	25 件	0 件	5 件	0 件
17	24 件	0 件	9 件	0 件
18	29 件	4 件	10 件	0 件
19	13 件	1 件	4 件	0 件

別添資料Ⅳ-A 教育成果調査卒業直後

**観点4-2 学業の成果に関する学生の評価**

(観点に係る状況)

平成18年度末の当該年度の修了生を対象とした教育成果調査によると、教育目標として本学が掲げる、①機会をつかむ、②困難にいとむ、③自発性を育む、といった観点でそれらが大学院課程で培われたと考えているものが、85%を占め、また、演習によるきめの細かい指導が教育目標達成に寄与していることが示されている。この調査にみられるように、法学研究科での教育は本学の教育目標を達成するものである。(別添資料Ⅳ-A)。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 教育の成果を検証する取り組みが行われており、標準修業年限での修了率も妥当な水準にある。また、法学研究科への進学を「勧める」(54%)と「どちらかと言えば勧める」(46%)で100%を占め、学生からも、授業内容や成果について、満足が示されている。したがって、観点4-1及び4-2については、期待される水準にある。

## 分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点5-1 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

前期課程の進路については、研究者養成コースでは修士学位取得後、後期課程へ進学することになるが、応用法政コースでは、昨年度の場合、専攻を生かし法律事務所やその他製造業、運輸業などに職を得ている。国際法政コースに所属する院生はその多くが、母国にて教職、専門職に復帰し、あるいは国際機関等で職を得ており、期待される有為な人材育成がなされていると言ってよい。後期課程修了者の場合、学位取得率は上がってはいるものの、教職を得ることは全国的に見渡しても状況は厳しくOD、ポスドク問題が社会問題となっているなかで、本学の場合、昨年度は4名が大学教育職の常勤教員となっている(別添資料V-A)。

別添資料V-A 平成16年度～18年度卒業生就職先一覧

#### 観点5-2 関係者からの評価

(観点に係る状況)

現在、日本の学界や海外の研究教育機関からの本研究科への期待は大なるものがあり、他の研究者養成の基幹としてのいわゆる7大学研究科と比しても遜色はないといえる。それは、研究科が輩出してきた人材の各界における活躍の証左でもあると言ってよい。関係者からの評価として大学院修了者からのアンケートが示すところでは、大学院での学習の成果として、学力・資質・能力の形成(70%)、社会人としての素養が育成されたこと(15%)が挙げられ、後輩への進学を勧めるものは100%となっている。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある。

(判断理由) 発信型研究者の養成は端緒についたばかりであるが、ここ数年、研究者養成コースからは法律学、政治学の分野において若手、中堅の研究者を輩出してきている。また、国際法政コースでは有為なる人材を育成し母国の法曹界、研究教育領域で中心的役割を果たしており、こうした意味で期待される水準を確保していると言える。

### Ⅲ 質の向上度の判断

#### ①事例1「論文作成プログラムの設置」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

論文執筆プログラムは、学位取得の具体的なロードマップであり、そこでは教員と学生が一体となった指導体制が確保され、教員による論文執筆講座や論文執筆計画書の提出、中間報告会、さらに公開発表会へとつながる指導がおこなわれる。この結果課程博士の学位取得率が向上した。

#### ②事例2「発信型研究者養成とその継続的实施」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

「魅力ある大学院イニシアティブ」プロジェクトを契機に、知の多層的ネットワークを通じた人材育成が目指され、発信型研究者、社会実態に対する鋭敏な感覚を備えた研究者、さらに理論的知見を生かす力を備えた実務家とともに養成することが可能となり、こうした環境のなかで、法整備支援国、日本社会、さらに欧米諸国の抱える諸問題に対する総合的な解決を探ることのできる人材の輩出に積極的に取り組むことになった。また、独自の電子シラバスシステムの開発により講義計画、到達目標、講義内容が詳細に学生に示され、教員の講義の狙いが学生に明確に伝わるとともに、学習意欲の向上に資するものとなっている。